

令和2年 第2回 新郷村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 : 令和2年2月10日(月)午後1:30~2:00

2. 場所 : 役場庁舎 2階 会議室

3. 出席委員 (7人)

職名	番号	氏名
会長	10	日向 将行
委員	1	田守 和人
委員	3	下村 勇一郎
委員	5	荻沢 功
委員	6	橋端 哲美
職務代理	7	谷地村 久人
委員	9	佐藤 久美子

4. 欠席委員 (3人) 2番 長井進、4番 工藤勉、8番 佐藤哲

5. 会議書記 事務局主事 服部 奨

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 諸般の報告について

日程第3 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による届出について

日程第4 議案第3号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

(令和2年第2回2月の総会)

議長	会議に入る前に、新郷村農業委員会憲章の唱和を行います。 唱和の音頭を、6番橋端哲美君にお願いします。
	(新郷村農業委員会憲章の唱和)
議長	本日の出席委員数は7名で、定足数に達しておりますので、これより令和2年第2回新郷村農業委員会総会を開会いたします。 日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題とします。 議事録署名委員は、議長指名とすることでご異議ありませんか。
	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。 それでは議事録署名委員には5番荻沢功君、並びに、7番谷地村久人君を指名いたします。
議長	次に日程第2、諸般の報告をします。 諸般の報告については、配布のとおりであります。事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。
事務局	(諸般の報告について朗読と説明)
議長	次に、日程第3、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による届出についてを事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。
事務局	2ページをお開きください。 日程第3、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による届出について説明いたします。 農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告いたします。 4ページをお開きください。 受付番号第2号及び3号の解約に係る理由は、現借受け人が農業規模の見直しを考えていたことや、新たな借受希望者が申し出たことで合意解約をするものです。 4ページに議案書の写し、5ページ、6ページに合意解約書、通知書の写しを添付してありますので参考にしてください。 以上、報告第2号、受付番号第2号及び3号の報告を終わります。
議長	ただいまの事務局説明に対して、質疑意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	質疑意見なしと認めます。 次に日程第4、議案第3号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。 事務局より受付番号第5号の議案の朗読と説明を求めます。
事務局	7ページをお開きください。

	<p>日程第4、議案第3号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について説明いたします。</p> <p>農地法第3条の規定により、別紙申請書のとおり申請があったので、審議を求めるものです。</p> <p>今月の農地法第3条の許可申請は、使用貸借が1件、売買が1件で合計2件です。8ページをお開きください。</p> <p>議案第3号、受付番号第5号の申請は、譲渡人が土地を取得したことで、農業者年金を受給している関係から、取得後3ヶ月以内に譲受人と貸借権の設定を行わなければならないことから申請されたものです。</p> <p>設定期間は11年です。</p> <p>8ページに議案書の写し、9ページに農地法3条1項の調査書、10ページに許可申請書の写し、11ページに使用貸借契約書の写し、12ページに位置図を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>また、9ページの農地法第3条1項の調査書記載のとおり、各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上、受付番号第5号の説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの事務局説明について、質疑意見はございませんか</p> <p>(質疑意見なし)</p>
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>次に日程第4、議案第3号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。</p> <p>事務局より、受付番号第6号の議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>13ページをお開きください。</p> <p>議案第3号、受付番号第6号の申請は、譲渡人が長い間、他町村に住んでいることで、申請地の維持管理が困難な状態であります。</p> <p>また、譲受人が以前から申請地の一部を借受けていたことなどから、利用効率のため売買するものです。</p> <p>13ページに議案書の写し、14ページに農地法3条1項の調査書、15ページに許可申請書の写し、16ページから19ページに位置図を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>また、14ページの農地法第3条1項の調査書記載のとおり、各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上、受付番号第6号の説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの事務局説明について、質疑意見はございませんか</p> <p>(質疑意見なし)</p>
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより採決いたします。</p>

	議案第3号を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第3号は原案のとおり承認することとしました。
議長	以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。 これをもって、令和2年第2回新郷村農業委員会総会を閉会いたします。

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年 月 日

議 長

署名者

署名者